平成２９年（フ）第１５号
滋賀県長浜市朝日町31番27号
債務者　ダノバルド　シルバ　ドス　サントス（ＤＡＮＯＶＡＬＤＯ　ＳＩＬＶＡ　ＤＯＳ　ＳＡＮＴＯＳ）
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
滋賀県米原市長岡695番地１
債務者　赤井　幸子
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
徳島県徳島市南末広町４番33―707号　サーパス南末広弐番館、旧住所徳島県徳島市住吉４丁目９番78―201号
債務者　上田　　浩
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５号
鹿児島県出水市明神町2700番地３
債務者　堀切　正敏
１　決定年月日時　平成29年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第２９５号
神戸市西区玉津町高津橋134番地の１　マッティーナ神戸壱番館Ａ－２号
債務者　越田　　泉
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
神戸市西区伊川谷町有瀬585番地の１　501号
債務者　池原　光次
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
神戸市西区学園西町７丁目１番地　733―204号
債務者　隈井　健二
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
福岡県宮若市金丸704番地
債務者　荒牧　高大
１　決定年月日時　平成29年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第８号
沖縄県国頭郡東村字平良863番地６
債務者　津波古　淳
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第１４９号
千葉県松戸市八ケ崎４丁目32番地の３
債務者　内田　修平
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１７０号
千葉県野田市中根137番地の６
債務者　渡部　京子
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１７４号
千葉県我孫子市青山台２丁目13番８号（102号）　リステル愛葉
債務者　大島　康之
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１７９号
千葉県松戸市岩瀬607番地の２　小泉貸家１号室
債務者　飯田　春美
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３３７号
名古屋市中区富士見町５番15号　前津荘13号
債務者　伊藤　　勝
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３０号
名古屋市千種区今池１丁目15番14号　ＨＯＵＳＥ108今池公園402号
債務者　飯尾　亜紀
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６８号
沖縄県浦添市字港川458番地１　県営港川団地702号
債務者　上原　　敏
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第７９号
沖縄県那覇市長田２丁目１番７―405号　ＣｏＣｏ　ＨｏｕｓｅＢ棟
債務者　迎里　陽子（旧姓仲村）
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部